

▲詳しくはこちら

▲詳しくはこちら

令和8年度沖縄県居住支援シンポジウムの開催

沖縄県居住支援協議会事務局

☎(917)2461

暮らし・環境・福祉

県住宅課と沖縄県居住支援協議会は、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する、居住支援の取組や制度への理解を深めることを目的に、「沖縄県居住支援シンポジウム」を開催します。

日時 11月10日(火)午後1時30分～4時30分

場所 北谷町ちやたんニライセンターカナイホール

参加費 無料(事前予約制)

▲詳しくはこちら

▲詳しくはこちら

産後免除期間に引き続く9か月間(産前産後免除期間と合わせて最大13か月間)

【実父または養父母の場合】子を養育することになった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月まで最大12か月※納付が免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

▲詳しくはこちら

▲詳しくはこちら

救急医療情報キットをご存知ですか？

いきいき高齢支援課

☎(876)1292

救急医療情報キットとは、急病など万一の緊急時に備え、あらかじめ必要な医療情報(かかりつけ医・持病・薬剤情報提供書等)などを保管しておく専用の容器や、ステッカー・マグネットなどの一式をいいます。緊急時、駆けつけた救急隊員がいち早く医療情報を入手し、迅速な救命処置・治療につなげることを目的に救急医療情報キットを配布しています。

対象 市内在住の①65歳以上の高齢者②障がい者③健康上、不安を抱えている人

費用 無料

申請・配布 いきいき高齢支援課・障がい福祉課、市内各地域包括支援センター

第27回うらそえ市民公開講座「がんばりすぎていませんか？笑顔の認知症介護へ」開催

一般社団法人浦添市医師会

☎(874)2344

日時 10月24日(土)午後2時～4時30分(開場午後1時30分)

場所 アイム・ユニバースてだこホール小ホール

参加費 無料(申し込み不要)

定員 300人(※定員に達した場合、入場をお断りすることがあります。ご了承ください。)

▲詳しくはこちら

▲詳しくはこちら

浦添市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業について

いきいき高齢支援課

☎(876)1292

65歳以上の住民税非課税世帯の人で、聴力の低下により補聴器の使用が認められる人に、補聴器購入費の一部または全部を助成します。

助成額 上限2万5千円

申請開始日 11月2日(月)(先着10人)

※助成対象となるかなど条件がありますので、購入前に必ずご相談ください。対象要件や申請方法などは、左記二次元コードをご確認ください。

【募集】浦添市営住宅空家待ち入居候補者

沖縄県住宅供給公社

☎(917)2206

市営住宅の空家待ち入居候補者の募集を行います。

※令和9年度に発生する空家を見込んで入居順位を決めるもので、現在空いている住戸について募集するものではありません。

対象住宅 内間市営住宅・前田市営住宅・安波茶市営住宅

【募集のしおり】配布期間および配布場所 11月9日(月)～20日(金)市役所1階総合案内および5階建築営繕課で配布。

税金・保険・年金

令和8年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第4期納期限

国民健康保険課 徴収係

☎内線371753722

令和8年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第4期納期限は11月2日(月)です。

便利で安心な口座振替

一度の手続きで自動引き落としとなり、納め忘れがありません。市内金融機関等でお申し込みください。

年金生活者支援給付金制度について

市民課 国民年金係

☎(876)1284

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。現在年金生活支援給付金を受給されている人で、引き続き支給要件を満たしている場合は手続き不要です。

対象となる人 次の要件をすべて満たしていること

【老齢基礎年金を受給している】65歳以上で、老齢基礎年金を受けている人

・請求者本人を含む同一世帯員の全員が市町村民税が非課税

・前年の年金収入額とその他の所得合計が93万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している】

・前年の所得額が「492万円＋扶養人数×38万円(※)」以下

※障害基礎年金・遺族基礎年金などの収入は非課税収入のため、含まれません。同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円。特定扶養親族または16歳以上19歳未満の場合は63万円。

支給基準額 56200円(保険料の納付期間・免除期間、障害の等級により増減します)

請求手続き

①新たに給付対象となる人

日本年金機構から9月以降順次「年金生活者支援給付金請求書(ハガキ形式送付用封筒)」が送付されます。同封されている請求書に必要事項を記入の上、日本年金機構へ提出してください。

※令和9年1月4日までに手続きが完了すると、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることが出来ます。

②年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて市役所市民課国民年金係窓口

▲詳しくはこちら

▲詳しくはこちら

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

市民課 国民年金係

☎(876)1284

育児期間中の経済的負担を軽減するため、国民年金第1号被保険者(自営業、フリーランス、アルバイト、学生、無職の人など)を対象に、子が1歳になる誕生日の前月までの期間の国民年金保険料(月額17920円)が免除される制度が始まります。

対象となる人 10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母で、次の要件をすべて満たしている人(所得要件はありません)

・子と身分(親子)関係が継続していること

・子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

対象となる期間

【実母の場合】 産前産後免除期間を有する実母の場合、産前

または浦添年金事務所(87710343※要予約)で請求手続きをしてください。

令和9年度認可保育所等申し込みが始まります!

こども未来課 ☎(876)1281

※申し込み前に、希望施設の見学と必要書類の準備を!

申込受付期間

10月5日(月)～10月23日(金)

【オンライン申請】終日 【窓口】午前8時30分～午後4時(休日および平日正午～午後1時を除く)

※窓口来所の場合でも、原則で自身のスマートフォン等でオンライン申請を行っていただきます。

申込書の配布

9月1日(火)から

【配布場所】こども未来課

ホームページからもダウンロード可。 詳しくはこちら▶

オンライン申請が始まりました!

スマートフォン・パソコンで、申請がスムーズに!

●来庁不要! ●待ち時間なし!

●24時間いつでも申請可能!

申請はこちら▲(10月5日公開)

2・3号認定(保育認定) おおむね午前7時～午後6時までの利用

■対象児童 令和9年4月1日現在で0歳～5歳の保育を必要とする児童

※令和9年4月の入所を希望する人は、待機、在園を含め全員期間内の手続きが必要です。

■対象施設 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所

1号認定(教育認定) おおむね午前8時～午後2時までの利用

■対象児童 令和9年4月1日現在で3歳～5歳の児童

■対象施設

①公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)

・公立型(浦添、内間、牧港、当山)

・公私連携型(仲西、神森、浦城、前田、港川、沢岬、宮城)

※校区内(小学校区に順ずる)の児童を優先します。※公立・公私連携型認定こども園へ入園を希望する場合も、期間内の申し込みが必要です。

②私立認定こども園、私立幼稚園

※申し込みは直接各園で行ってください(オンライン申請対象外)。

★浦添市LINE公式アカウントから、オンライン申請者のみ4月入所の一次選考結果が照会できます。

※照会方法についてホームページをご確認ください。

当山小学校分離新設校の建設断念について

詳しくはこちら▶

■これまでの経緯について

当山小学校分離新設校について、当山小学校の過大規模解消のため、新設校の建設を目指し取り組んでまいりました。しかしながら、地権者全ての皆さまからの事業へのご同意が困難な状況、また児童数および学級数が減少し、将来的に過大規模が解消される見通しを踏まえ、当山小学校分離新設校建設および新設道路の整備を断念せざるを得ないとの判断に至りました。今後は、既存施設の有効活用などにより対策を講じ、児童の安全で快適な教育環境の確保に万全を期してまいります。関係各位には、ご期待に沿えない結果となりましたが、当山小学校の教育環境の更なる充実を目指して、引き続き取り組んでまいります。

■今後について

Q 過大規模が解消されるまでの間、子どもたちへの影響はありますか?

A 空き教室の特別支援教室への転用・施設整備の充実などにより、良好な教育環境を確保してまいります。

Q 分離新設校の建設断念に伴い、現在の通学区域を見直す予定はありますか?

A 現時点では、通学区域の変更は予定しておりません。引き続き現在の学校に通学いただきます。

また、過大規模、大規模校である浦城小学校・港川小学校・沢岬小学校以外の学校への指定校変更を認める取り組みを継続してまいります。

Q 今後児童数が増加していく場合はどうなりますか?

A 現時点では児童数が減少し、将来的に過大規模が解消される見通しを踏まえ、建設断念の判断に至っております。今後、社会情勢の変化などで児童数が増加していく場合には、その推移を注視し、必要な検討を行ってまいります。

分離新設校に関する【施設課】 ☎(876)1217

適正規模・適正配置に関する【教育総務課】 ☎(876)1229

通学区域・学校運営に関する【学校教育課】 ☎(876)1218

新設道路の整備に関する【道路課】 ☎(876)1231

15 広報うらとえ 2026年10月1日

2026年10月1日 広報うらとえ 14